

通信販売のトラブル回避

今や老若男女の多くの人がスマホを持つ時代になり、新型コロナウイルスの影響もあり家に居ながらインターネットで通信販売を利用する機会が増えています。

通信販売は商品選びや価格比が簡単で、口コミ評価も参考にできてとても便利ですが、気を付けなければならぬ落とし穴もあります。

昨年度の府中市消費生活相談の中でも通販の相談が22%でトップでした。利用上の注意点を知って、買い物を楽しんでください。

通販のトラブル事例

▽有名メーカーのサイトで相場より安くなった掃除機を注文したが、届いたのは全く別物だった。後で偽サイトだと判明した。  
▽ネット検索で格安のブランドバッグを見つけて、前払いの銀行振り込みで支払ったが商品が届かない。改めて振込先を確認すると販売店は法人な

に個人名の口座だった。

▽「お得なお試し価格」で1回だけのつもりで注文したが、定期購入の契約で4回以上購入が条件だった。

トラブル回避の注意点

▽通販はクーリング・オフ制度が無いので、注文前に法令で通販画面に表示が定められた「特定商取引法に基づく表示」のタブを開き、事業者名、所在地、電話番号などの確認と返品特約に関する事項に必ず目を通す。

▽日本語表現が不自然な場合は、海外業者に注意。

▽ブランド品・メーカー品の価格が極端に安い場合は詐欺・模倣品に注意。

▽支払いが前払いの振り込みのみで振込先が個人名義は詐欺に注意。

▽支払いがクレジットカードでのトラブルは、カード会社に相談して解決の協力依頼。

▽ショッピングモール内販売店のトラブルは、モ

ル運営事業者に相談し解決の協力依頼。

定期購入に関する法改正

定期購入のトラブル増加を受けて、通販を規制する「特定商取引法」が改正され、6月1日以降の消費者の誤認による契約に対し取消権が設けられました。

①不実告知（事実ではない）の表示を誤認し契約。

②法令が定めた表示（商品分量、価格、返品特約に関する事項など）がされなかった事により誤認し契約。

③表示された手続きを申し込みではないと誤認し契約。  
④申し込み時の内容表示で不正確な項目（商品の総分量、価格総額が無いなど）が表示されたことで誤認し契約。

消費生活に関する相談

府中市消費生活センター  
(☎43-7106)

※市役所南棟にあります。

相談日 毎週月・火・木・金曜日10時～12時、13時～16時

※祝日・年末年始は除く。

女性のためのがん検診



今年度も女性の健康を後押しするため、女性のためのがん検診を実施します。

検査項目は、女性のかかりやすいがんで特に死亡者数が多いがんのうち乳がん、大腸がん、肺がんです。いずれも早期発見することで、80%以上が治ります。

出典:人口動態調査2017

ここでいう「治る」とは、診断時からの5年相対生存率です。相対生存率は、がん以外の原因で亡くなる人の影響を除いた数値です。出典:全がん協加盟施設における5年生存率(2008～2010診断例)

検診は3種類セットで行いますので、検査項目を選ぶ必要はありません。

問い合わせ先 健康推進課 (リ・フレ内・☎47-1310)

とき 10月1日(土)

※受け付け時間は、9時～12時、13時～15時。

ところ リ・フレ

持参するもの 健康保険証、検診費用、問診票など

検査項目 ▷大腸がん検診 ▷肺がん検診  
▷乳がん検診 (マンモグラフィ1方向、マンモグラフィ2方向)

申し込み期限 9月2日(金)

申し込み方法 集団健診予約

専用コールセンター (☎0120-489-422) または予約専用サイトで予約してください。

